

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）（抄）

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第五条の十三 （略）

2～5 （略）

6 施行令第六条の三第十五項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 情報サービス業

二 有線放送業

三 インターネット付随サービス業

四 次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前三号に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

イ 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

ロ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

7 （略）

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第二十条の十六 （略）

2～5 （略）

6 施行令第二十八条の九第十五項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 情報サービス業

二 有線放送業

三 インターネット付随サービス業

四 次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前三号に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

イ 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

ロ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

7 （略）